

科学技術イノベーション政策推進専門調査会 の設置等について

平成 23 年 8 月 11 日
総 合 科 学 技 術 会 議
平成 25 年 9 月 13 日
一部改正

- 1 総合科学技術会議令第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議
に科学技術イノベーション政策推進専門調査会を設置する。

科学技術イノベーション政策推進専門調査会は、第 4 期科学技術基本計画に沿った政策の確実な推進を図るため、中長期的な観点から、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術会議令第 1 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議
に、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考 1)

1. 検討事項

- 第 4 期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略
に掲げられた事項のうち、科学技術イノベーションに適した環境創出及び国際活動の戦略的展開等、横断的に取り組む事項に関する専門的な検討
- 第 4 期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略
に掲げた施策の実施状況についての把握と更なる推進策の検討
(「重要課題専門調査会」の検討事項に係る事項を除く。)

等

2. その他

科学技術イノベーション政策推進専門調査会の設置に伴い、平成 23 年 3 月 31 日付けで基本政策専門調査会（平成 21 年 6 月 19 日総合科学技術会議決定）を廃止する。なお、基本政策専門調査会の下部組織も廃止することとする。

また、科学技術イノベーション政策推進専門調査会の決定により、その下に、第 4 期科学技術基本計画の推進体制を適切に整備するものとする。

1. の検討に当たっては、必要に応じて「重要課題専門調査会」と連携する。

(参考2)

○総合科学技術会議令（平成12年政令第258号）〔抜粋〕

（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

「科学技術イノベーション政策推進専門調査会」の設置等について（平成 25 年 9 月 13 日総合科学技術会議）

（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
科学技術イノベーション政策推進専門調査会 の設置等について 平成 2 3 年 8 月 1 1 日 総合科学技術会議 1 総合科学技術会議令第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に科学技術イノベーション政策推進専門調査会を設置する。 科学技術イノベーション政策推進専門調査会は、第 4 期科学技術基本計画に沿った政策の確実な推進を図るため、<u>同計画に掲げられた「震災からの復興、再生」、「グリーンイノベーション」、「ライフイノベーション」、「基礎研究及び人材育成」等の重要事項に関して、P D C A サイクルの実効性の確保を含めた、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う。</u> 2 総合科学技術会議令第 1 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。	科学技術イノベーション政策推進専門調査会 の設置等について 平成 2 3 年 8 月 1 1 日 総合科学技術会議 <u>平成 2 5 年 9 月 1 3 日</u> <u>一部改正</u> 1 総合科学技術会議令第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に科学技術イノベーション政策推進専門調査会を設置する。 科学技術イノベーション政策推進専門調査会は、第 4 期科学技術基本計画に沿った政策の確実な推進を図るため、<u>中長期的な観点から、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う。</u> 2 総合科学技術会議令第 1 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考 1) 1. 検討事項 ○ 第 4 期科学技術基本計画の<u>推進の上で専門的検討が必要とされる事項</u> ○ 第 4 期科学技術基本計画に掲げた施策の実施状況についての把握と更なる推進策の検討 等 2. その他 科学技術イノベーション政策推進専門調査会の設置に伴い、平成 23 年 3 月 31 日付けで基本政策専門調査会（平成 21 年 6 月 19 日総合科学技術会議決定）を廃止する。なお、基本政策専門調査会の下部組織も廃止することとする。 また、科学技術イノベーション政策推進専門調査会の決定により、その下に、第 4 期科学技術基本計画の推進体制を適切に整備するものとする。	(参考 1) 1. 検討事項 ○ 第 4 期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略に<u>掲げられた事項のうち、科学技術イノベーションに適した環境創出及び国際活動の戦略的展開等、横断的に取り組む事項に関する専門的な検討</u> ○ 第 4 期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げた施策の実施状況についての把握と更なる推進策の検討（<u>「重要課題専門調査会」の検討事項に係る事項を除く。</u>） 等 2. その他 科学技術イノベーション政策推進専門調査会の設置に伴い、平成 23 年 3 月 31 日付けで基本政策専門調査会（平成 21 年 6 月 19 日総合科学技術会議決定）を廃止する。なお、基本政策専門調査会の下部組織も廃止することとする。 また、科学技術イノベーション政策推進専門調査会の決定により、その下に、第 4 期科学技術基本計画の推進体制を適切に整備するものとする。 <u>1. の検討に当たっては、必要に応じて「重要課題専門調査会」と連携する。</u>
--	--

(参考2)

○総合科学技術会議令（平成12年政令第258号）〔抜粋〕
（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

(参考2)

○総合科学技術会議令（平成12年政令第258号）〔抜粋〕
（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。